

第8章 促進区域

令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、地域資源である再生可能エネルギーはその活用の仕方によって、地域経済の活性化や地域の防災力の向上など、地域を豊かにし得るものとなります。一方で、再エネの導入に関しては、景観への影響や自然環境への影響、生活環境への影響等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全や土地利用の在り方、公益への配慮等が必要となっています。このような背景の下、地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

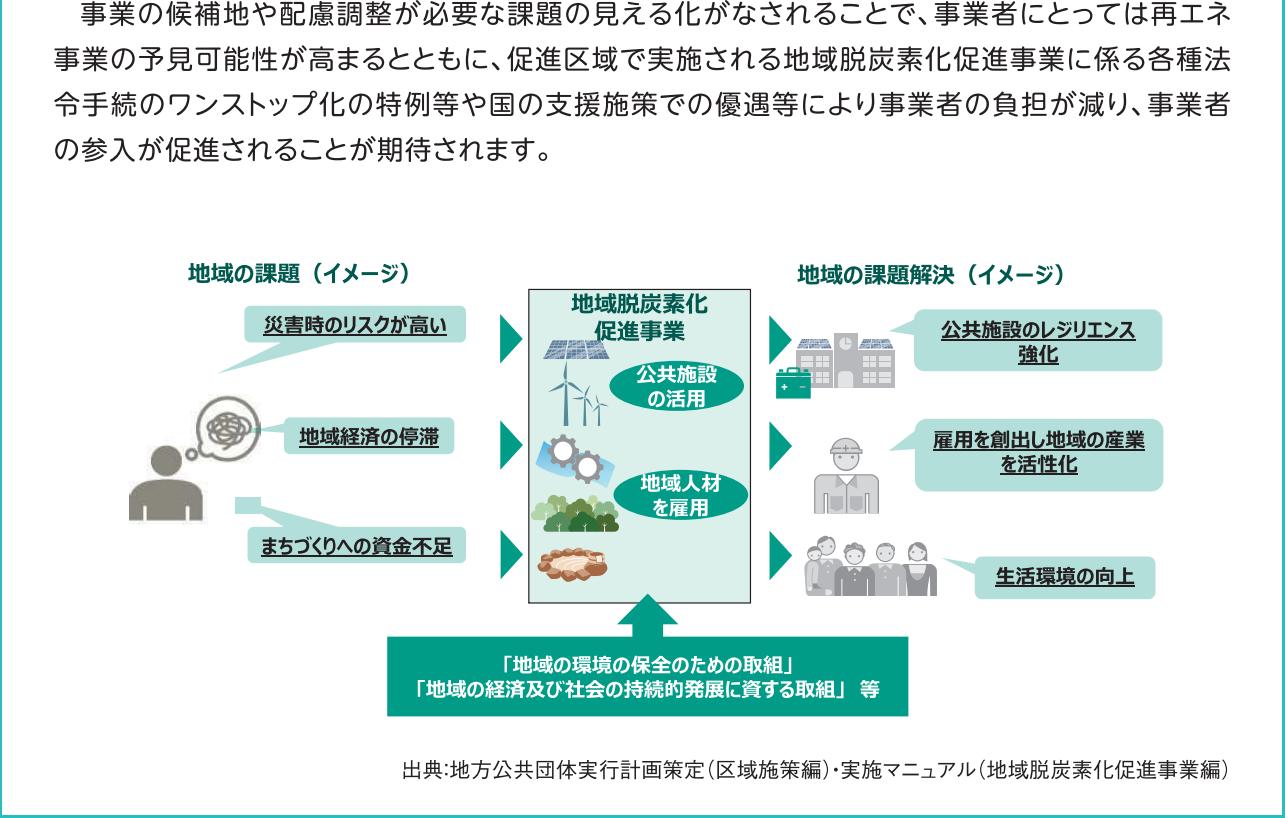
市町村では地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが努力義務とされています。そのため、さいたま市では国や県基準に基づいて促進区域を設定します。

1 促進区域の設定における目的

さいたま市では、本計画における令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量の削減目標及び2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向けて、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入を促進するために、促進区域を設定します。促進区域の設定により地域脱炭素化促進事業制度を活用した円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入促進を目的とします。

促進区域の設定における効果

事業の候補地や配慮調整が必要な課題の見える化がなされることで、事業者にとっては再エネ事業の予見可能性が高まるとともに、促進区域で実施される地域脱炭素化促進事業に係る各種法令手続のワンストップ化の特例等や国の支援施策での優遇等により事業者の負担が減り、事業者の参入が促進されることが期待されます。



関係許可等手続のワンストップ化特例について

地域脱炭素化促進事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合すること等、地域脱炭素化促進事業計画の認定要件を満たし、市町村から認定を受けた場合、特例措置を受けることができます。具体的な特例措置の内容としては、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の早期立案段階において計画段階環境配慮事項について検討する手続(配慮書手続)が適用されないことが挙げられます。

	特例の対象となる許認可等手続の概要	
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地(農地、採草放牧地)の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣(国立公園)、都道府県知事(国定公園)の許可 ※特別地域における行為の場合 又は届出 ※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電(従属発電)のための流水の占用	河川管理者への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内(処分場跡地)における土地形質変更	都道府県知事等への届出

出典:地域脱炭素化促進事業の内容と認定の基本的考え方(環境省)

地域脱炭素化促進事業計画には、促進区域において整備する施設の種類及び規模、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を記載する必要があります。また、次の3つの要件に該当していることが必要です。

- 【地域脱炭素化促進事業計画の認定要件(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条2第3項)】
- 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること
 - 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
 - その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合するものであること

2 促進区域の設定に関する基準

地球温暖化対策推進法第21条第6項の規定に基づいて、埼玉県が定めた基準による「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」「促進区域の設定にあたり考慮が必要な区域」は次のとおりです。

表11 促進区域の設定に関する基準

区域の概要	区域	区域等の設定根拠
促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	水源地域保全条例で定める水源地域	埼玉県水源地域保全条例
	砂防指定地	砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林	森林法
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	県指定鳥獣保護区、国指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	希少野生動植物保護区	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	県自然環境保全地域、野生動植物保護地区	埼玉県自然環境保全条例
	国立公園区域	自然公園法
	県立自然公園	埼玉県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	市町村景観計画における重点地区	景観法
	特別緑地保全地区	都市緑地法
	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法
	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川法
促進区域の設定に当たり考慮を要する区域	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物	文化財保護法
	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	埼玉県文化財保護条例
	土砂搬入禁止区域	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
促進区域の設定に当たり考慮を要する区域	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地	農地法
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律

3 地域脱炭素化促進施設の種類と規模

促進区域において、当該区域ごとに、促進すべき地域脱炭素化促進施設に係る再エネの種別や規模を記載することとされています。

本市で促進する再エネの種類については、本市の再エネポテンシャルを踏まえ、太陽光発電を対象とし、促進区域及び事業の状況に応じて適切な規模とすることとします。

4 地域脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、その一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「その他の地域の脱炭素化のための取組」を実施することが求められています。

施設整備を通じて得られたエネルギー等を活用することで、市内の温室効果ガスの排出削減等を行っていくために、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給することとします。

5 地域脱炭素化促進事業の目標

地域における再エネ導入目標の達成に資するよう、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために設定します。

本計画においては、「第5章 本計画の目標 7 再生可能エネルギー等の導入目標」である平成25(2013)年度比の1.9倍(7,971 TJ以上)に資するものとします。

6 さいたま市の促進区域

大宮駅グランドセントラルステーション化構想をより具体的かつ実現可能なものとしていくために策定した大宮GCSプランにおいて、「街区連携型」の脱炭素まちづくりの誘導」を指針の1つとして掲げ、再生可能エネルギーの導入を進めていくこととしています。また、さいたま新都心将来ビジョンにおいて、「みどりと都市が共生する、居心地よく、ゼロカーボンを牽引するまち」として方針を定めており、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていくこととしています。

そのため、さいたま市では、まちづくりの方向性と合致する大宮・さいたま新都心を中心に促進区域を設定し、促進区域や脱炭素先行地域エリアから都心・副都心を中心に全市に再生可能エネルギーの導入の波及を目指していきます。また、事業者による提案を受けた個々のプロジェクトの予定地に関しては、個別に区域として設定することを含めて検討します。

なお、環境保全としての考え方として生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえ、温室効果ガス削減と生物多様性の保全の2つの持続可能性の目標を相反させることができないよう、市街化調整区域については、本市の緑の基本計画等との整合も踏まえ、生物多様性の観点から慎重に再生可能エネルギーの導入を検討すべきであることから、促進区域としないものとします。また、住宅などは特に各種法令手続のワンストップ化の恩恵をうけないため、県基準等を踏まえた「促進区域に含めない区域」とあわせて促進区域としないものとします。今後につきましては、環境審議会への報告等、学識経験者などから意見を聞くとともに、市民周知等を実施し、令和6(2024)年度下半期以降の運用開始を目指してまいります。

7 さいたま市の促進区域の全体像

	市街化調整区域
	促進区域に含めない区域
	促進区域
	都心・副都心
	鉄道駅

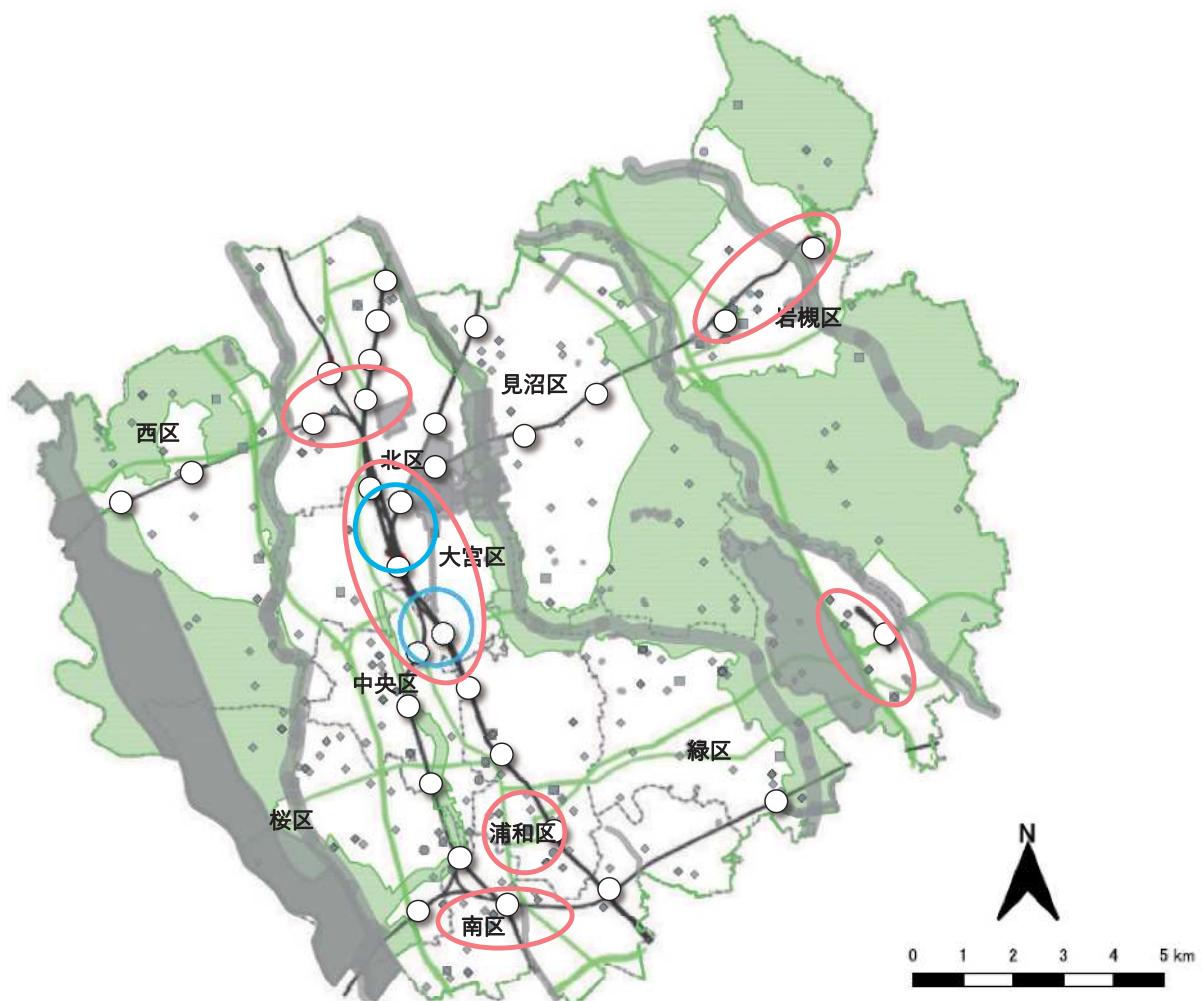


図50 さいたま市における促進区域全体イメージ

8 地域の環境の保全のための取組

地球温暖化対策推進法において、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」を行うものとされています。この取組は、市町村が区域の自然的・社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画(区域施策編)において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。

取組の詳細については次のとおりです。

表12 地域の環境保全のための考慮すべき事項

考慮をする事項	適正な配慮のための考え方
騒音による影響 (低周波音、振動による影響を含む)	<ul style="list-style-type: none">学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none">環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none">重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none">災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。
反射光による影響 (日照阻害への影響を含む)	<ul style="list-style-type: none">学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none">環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避に努めること。原生林その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避に努めること。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none">動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。自然再生の対象となる区域への影響の回避に努めること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none">傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避に努めること。すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周辺の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none">既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。現状の地形を生かし、土地の改変量抑制に努めること。

9 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」については、市町村が、区域の自然的・社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画(区域施策編)において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。

本市においては、促進区域で実施される再生可能エネルギー事業では以下の内容を踏まえた取組を行うものとします。

- ①広く市民が参加して実施されること
- ②地域の課題の解決につながること
- ③地域の防災対策の推進に資すること
- ④地域の経済の活性化に資すること
- ⑤継続することができる見込みがあること